

令和8年度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業（ツキノワグマ捕獲技術向上研修）委託業務 特記仕様書

1 業務目的

本県では指定管理鳥獣であるツキノワグマの生息域が拡大しており、出没件数が増加傾向にあることから、人身被害等の防止を図る必要がある。

一方で、狩猟者等の減少や高齢化などにより、ツキノワグマの捕獲従事者が減少し、持続的な捕獲体制を維持することが困難な状況が想定され、今後はツキノワグマの捕獲を行ったことがない狩猟者等が、出没対応や捕獲に従事する可能性も考えられる。

このため、ツキノワグマによる人身被害防止等の観点から、専門知識の習得やツキノワグマの捕獲に必要な技術の向上を図る研修を開催することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

以下により業務を行う。なお、業務を行うにあたり、県と受託者は打合せ（業務開始）を1回行う。詳細な打合せ時期については、県と協議の上決定する。

なお、弾代及び資料等一切の経費は受託者の負担で準備すること。

(1) 研修の開催準備等について

ア 研修内容

ツキノワグマの生態や捕獲手法（わな、銃）等に関する座学及び射撃実習とする。

詳細については、契約後、業務計画書を県に提出して協議の上、決定すること。

イ 研修講師

講師は原則受託者が担うものとするが、外部講師を手配する場合は、外部講師との連絡調整及び謝礼金等の支払いまですべて行うこと。

ウ 開催回数

令和9年3月12日（金）までに6回。

エ 開催日、場所

県と協議の上、決定すること。なお、射撃実習場所については、大口径ライフル射撃場（新潟市西蒲区）とする。

オ 定員

各回20名程度とする。

カ 研修対象者

以下の要件を満たす者とし、受託者が文書及びホームページ等で募集すること。

- ・新潟県内に居住している者

- ・ 第一種銃猟免許取得者であり、猟銃（散弾銃・ライフル銃（ハーフライフル銃を含む））を所持している者
- ・ 令和8年度に狩猟者登録を行っている者（対人物傷害保険加入者）

（2）研修当日の運営等について

ア 会場の設営

研修当日の会場の設営、進行を行うこと。

イ アンケートの実施

研修終了時に参加者に対して、次年度以降の研修内容を検討する際の参考とするためのアンケートを実施し、その取りまとめを行うこと。アンケートの内容については委託者と協議のうえ決定する。

4 成果報告書及び納品期限

受託者は、業務内容や実施状況についてまとめた書類（1部）及び電子データ（一式）を県に納めるものとする。

5 その他

- （1）報告、提出、連絡等において、セキュリティ上、フリーメールの使用は認めない。
- （2）受託者は、当該委託事業に関する書類及び帳簿を事業終了後5年間保存しておくこと。
- （3）本仕様書に疑義が生じた時又は本仕様書によりがたい事由が生じた時は、県と受託者が協議し、措置を決定するものとする。
- （4）本業務で得られた成果の無断での転用を禁止する。